

精神保健福祉業務に関する調査

～第3回精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に係る検討会資料より～

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 精神・障害保健課

都道府県調査

都道府県の精神保健福祉業務に関する調査の概要

調査目的

- 都道府県における精神保健関連業務に係る人員体制、実施状況及び関係機関である精神保健福祉センター・保健所・市区町村との共同の状況について把握し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築における都道府県の役割を検討するための基礎資料とすること。

調査対象 都道府県 (n=47)

調査期間

- ・ 令和2年6月17日から7月13日。
- ・ 各都道府県関係部署へ調査を開始し、令和2年7月13日までの回答を集計（速報値）、分析した。

回答数 47/47都道府県 (回収率100%) (令和2年7月13日時点)

実施主体 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課

調査項目

- ・ 基本属性（都道府県名、所在地、人口）
- ・ 人員体制について
- ・ 都道府県業務における計画作成部門と府内での連携状況
- ・ 管内保健所・市町村・精神保健福祉センターとの共同の状況
- ・ 企画調整業務の実施状況
- ・ 精神保健福祉センターとの共同の状況 等

調査目的

- 精神保健福祉センターが現在有している機能や役割及び今後の精神保健福祉センターが果たすべき役割とそれに必要な項目をどのように捉えているかを把握し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築における精神保健福祉センターの役割を検討するための基礎資料とすること。

調査対象

精神保健福祉センター (n=69)

調査期間

- ・ 令和2年6月17日から6月30日。
- ・ 研究班より各精神保健福祉センターにメールにて調査票を送付、回答を求めた。研究班においてデータの集計・分析を実施した。

回答数

65/69精神保健福祉センター (回答率94.2%) (令和2年7月15日時点)

実施主体

令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」(研究代表者:藤井千代)

分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」(研究分担者:野口正行)

調査項目

- ・精神保健福祉センターの人員配置
- ・業務内容
- ・運営状況と方針
- ・今後の業務の見通し
- ・精神保健医療福祉に関する情報入手と活用状況
- ・本庁主管課・保健所・市町村との連携状況
- ・協議の場への関与状況
- ・精神保健福祉業務に関する保健所・市区町村との役割分担
- ・今後の課題とその対応策 等

2

保健所調査

保健所の精神保健福祉業務に関する調査の概要

調査目的

- 保健所の精神保健関連業務に係る人員体制及び実施状況を把握するとともに、保健所が当該業務を実施するにあたっての困難や今後の方向性について現場からの意見を集約し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築における保健所の役割を検討するための基礎資料とすること。

調査対象

保健所 (n=469)

調査期間

- ・ 令和2年6月17日から7月13日。
- ・ 各都道府県関係部署を窓口として、保健所へ調査票を配布、調査を開始し令和2年7月13日までの回答を集計(速報値)、分析した。

回答数

418/469保健所 (回収率89.1%) (令和2年7月13日時点)

実施主体

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課

調査項目

- ・基本属性(保健所名、所在地、設置主体)
- ・人員体制
- ・精神保健福祉業務を担当している職員数
- ・企画調整の業務の実施状況(現状把握及び情報提供、精神医療福祉に係る計画策定・実施・評価)
- ・普及啓発の業務内容・実施状況
- ・保健所業務における精神保健(メンタルヘルス)の関連性
- ・精神保健福祉センター・市町村との業務の連携状況
- ・地区町村から対応困難として相談のある事例とその後の対応
- ・精神保健福祉業務に関する精神保健福祉センター・市区町村との役割分担
- ・保健所業務遂行のための体制整備の必要性 等

3

調査目的

- 市区町村の精神保健福祉関連業務に係る人員体制及び実施状況を把握するとともに、市区町村が当該業務を実施するにあたっての困難さや今後の方向性について現場からの意見を集約し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築における市区町村の役割を検討するための基礎資料とすること。

調査対象

市区町村 (n=1,741)

調査期間

- ・ 令和2年6月17日から7月15日。
- ・ 都道府県が窓口となり、アンケートを配布し回収した。回収後はまとめて送ってもらい、令和2年7月15日までの回答を集計（速報値）、分析した。

回答数 1,267／1,741市町村（回答率72.8%）（令和2年7月15日時点）

実施主体

令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」（研究代表者：藤井千代）

分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」（研究分担者：野口正行）

調査項目

- ・ 専門職配置状況
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した精神保健業務の現状
- ・ 市区町村業務における精神保健の関連性
- ・ 普及啓発活動・企画調整業務の実施状況
- ・ 保健所・精神保健福祉センターとの業務の連携状況
- ・ 精神保健業務における対応の困難さとその内容
- ・ 精神保健業務の困難さ軽減のための方策
- ・ 今後の精神保健業務推進体制とそれに伴う課題
- ・ 精神保健福祉業務に関する精神保健福祉センター・保健所との役割分担 等

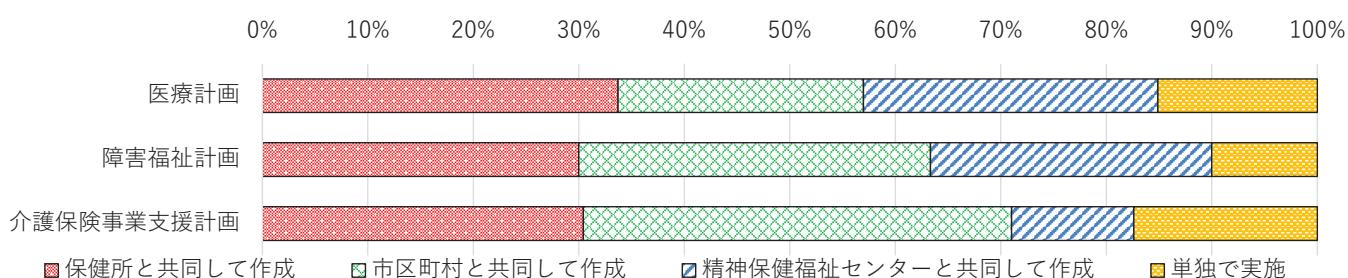
4

都道府県調査

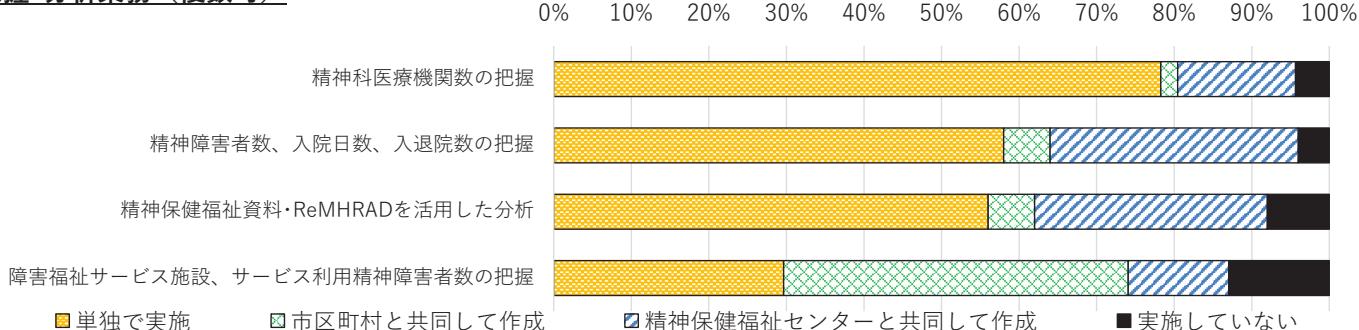
業務の現状①

- 都道府県が作成主体である各種計画については、共同しながら作成している。
- 一方、把握・分析業務は、単独での対応傾向となっている。

各計画の作成状況（複数可）



把握・分析業務（複数可）



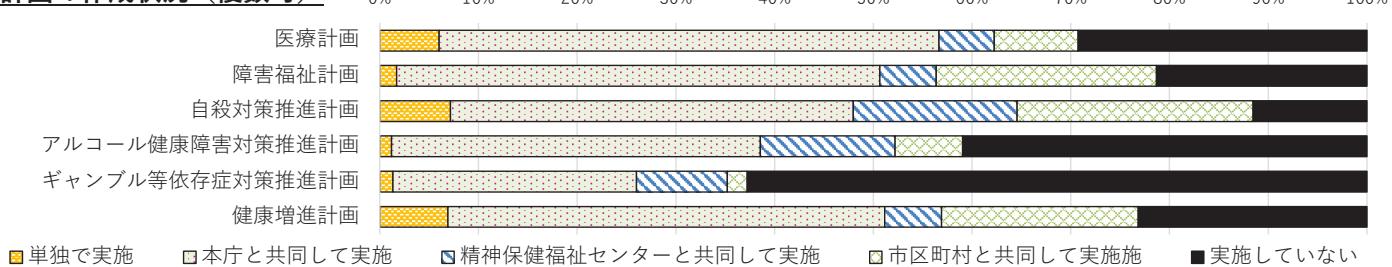
5

保健所調査

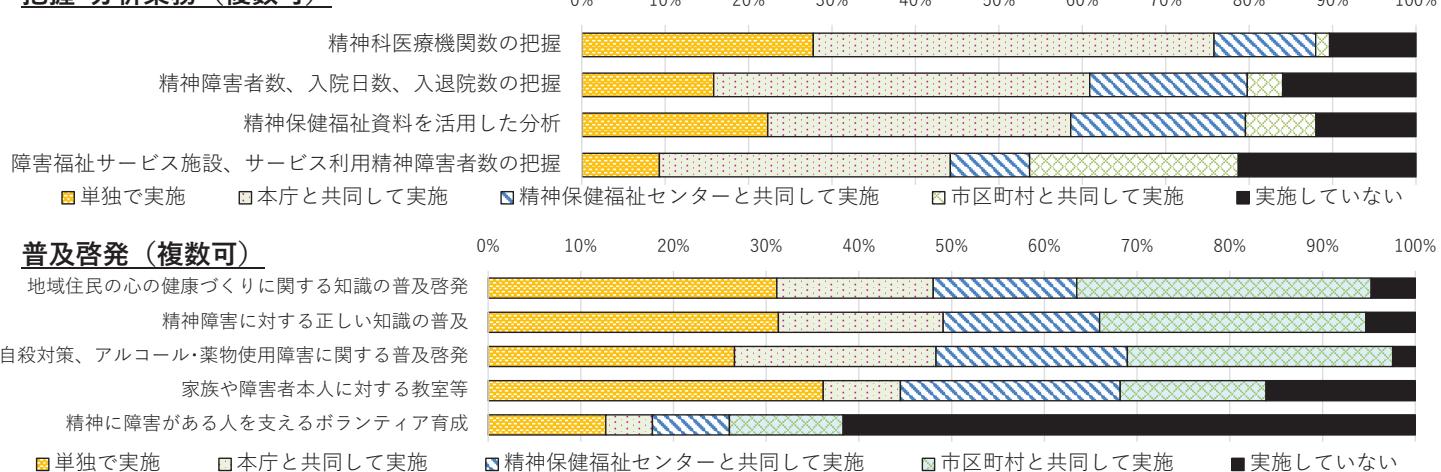
業務の現状②

- 把握・分析業務については、単独又は本庁との共同で実施している。
- 普及啓発については、ボランティア育成の実施があまりなされていない。

各計画の作成状況（複数可）



把握・分析業務（複数可）



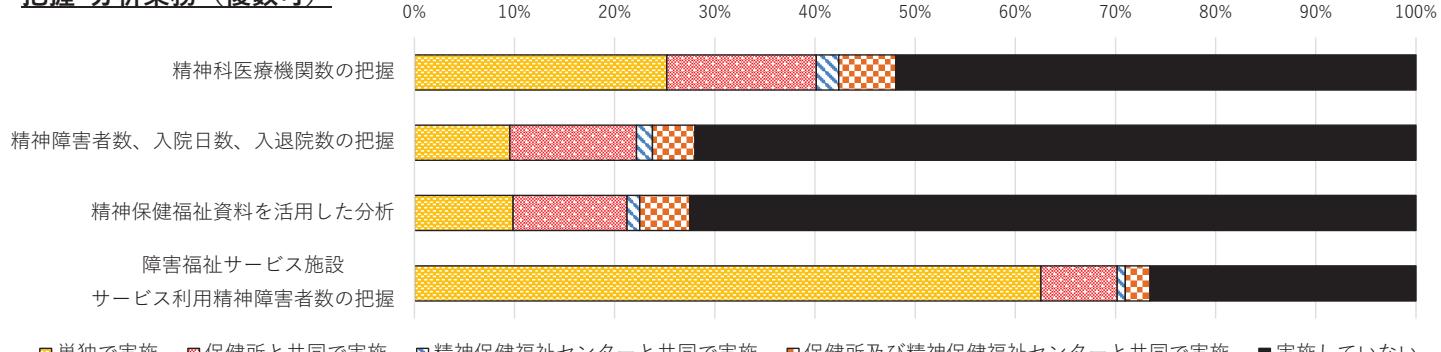
6

市区町村調査

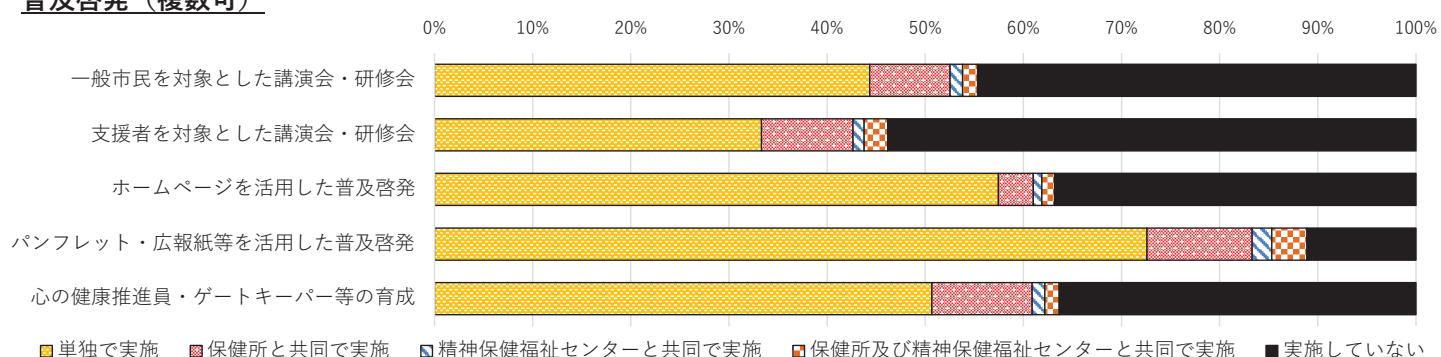
業務の現状③

- 把握・分析業務については、福祉に関する事項の把握割合は高いが、精神障害者数、入院日数、入退院数の把握や精神保健福祉資料を活用した分析等の精神科医療に関する事項の実施は低い傾向にあった。
- 普及啓発については、パンフレット・広報紙等を活用した普及啓発の割合が高かった。

把握・分析業務（複数可）



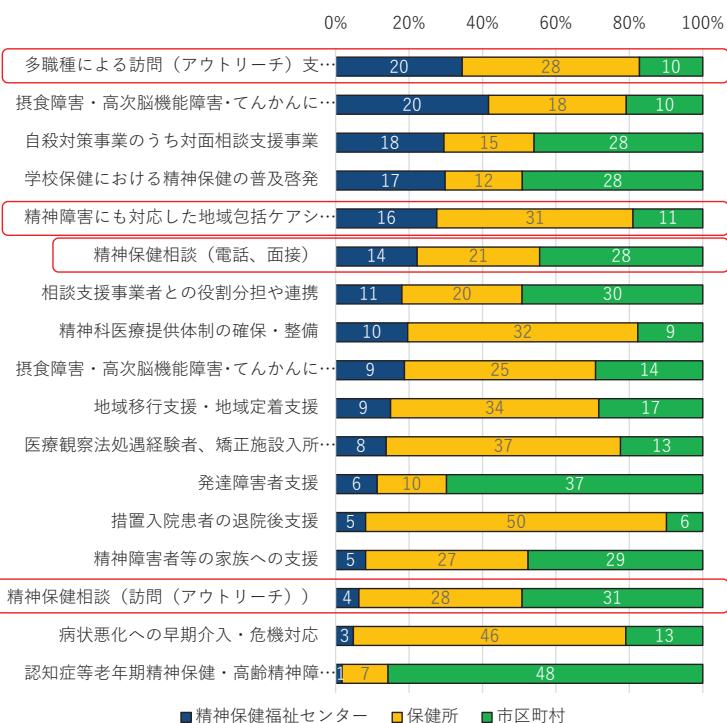
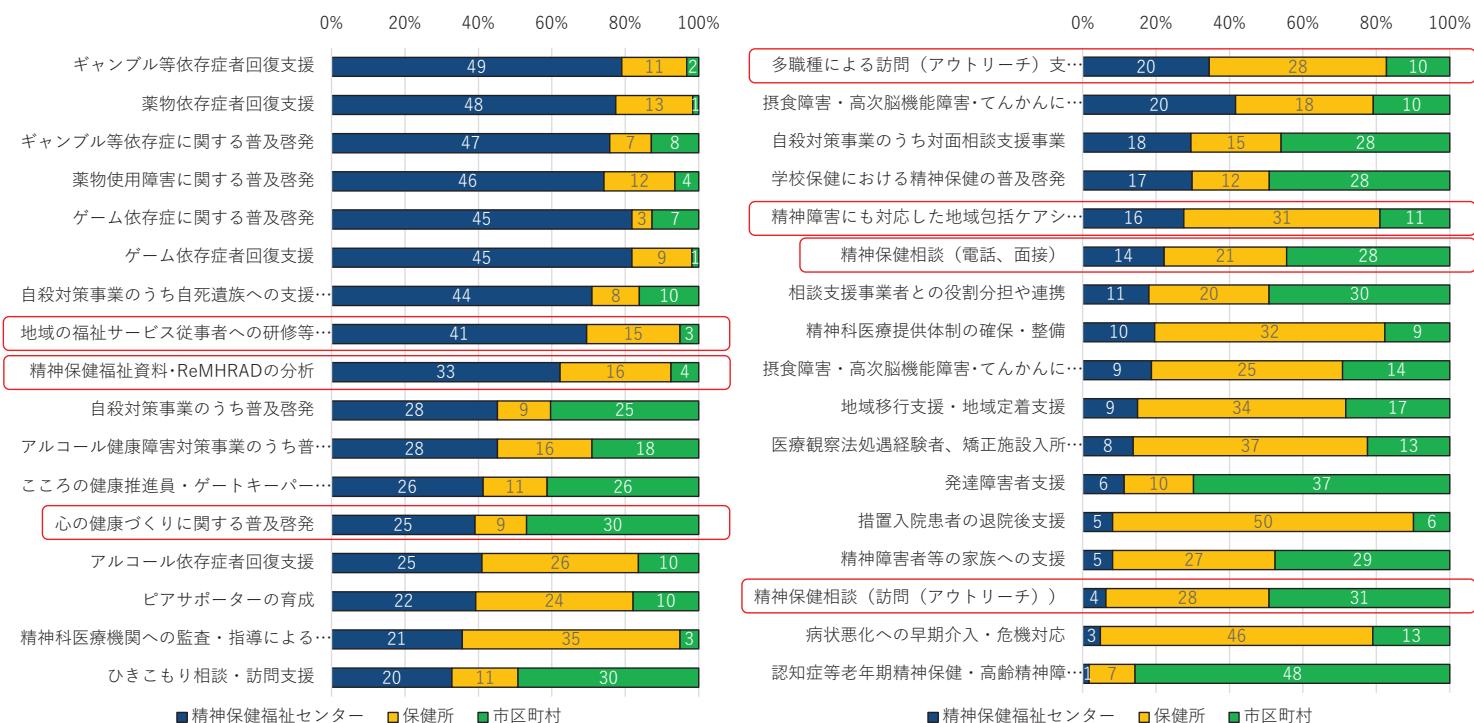
普及啓発（複数可）



7

- 精神保健福祉センター自体が実施主体と考えている業務は、依存症業務中心となっている。

今後の精神保健福祉業務における役割分担（精神保健福祉センターが実施主体と考える業務）



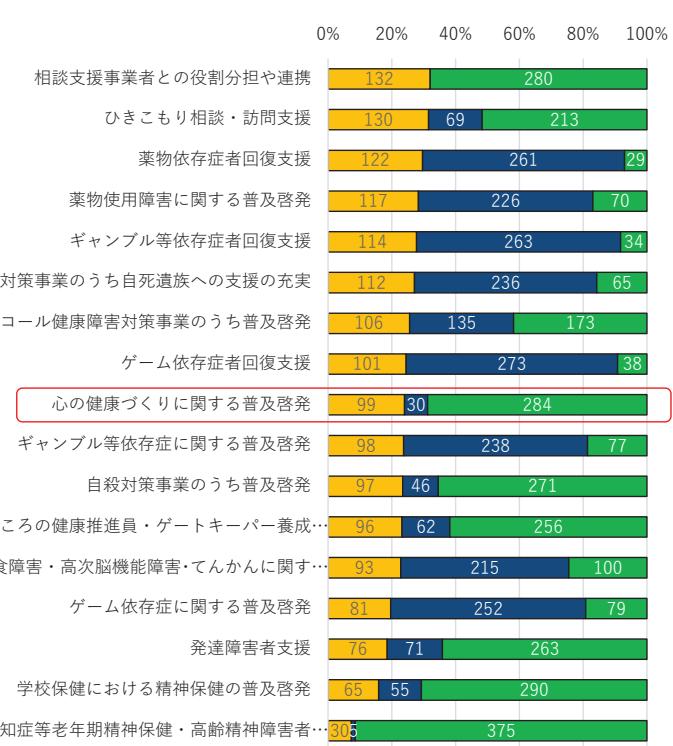
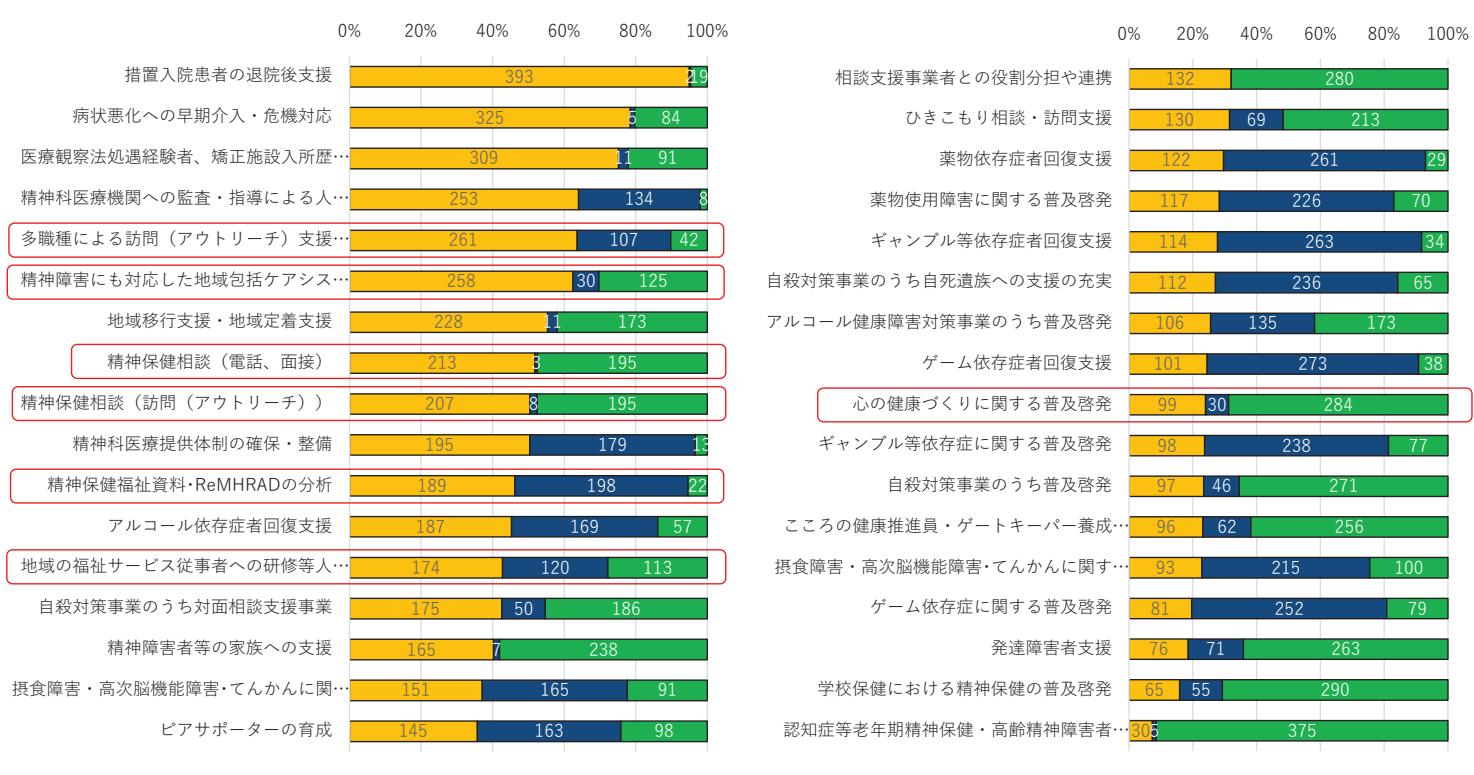
出典：令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」（研究代表者：藤井千代）
分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」（研究分担者：野口正行）
精神保健福祉センターの業務と体制に関するアンケート（速報値）

保健所調査

今後の行政の精神保健業務に関する 自治体間の重層化にむけた役割分担②

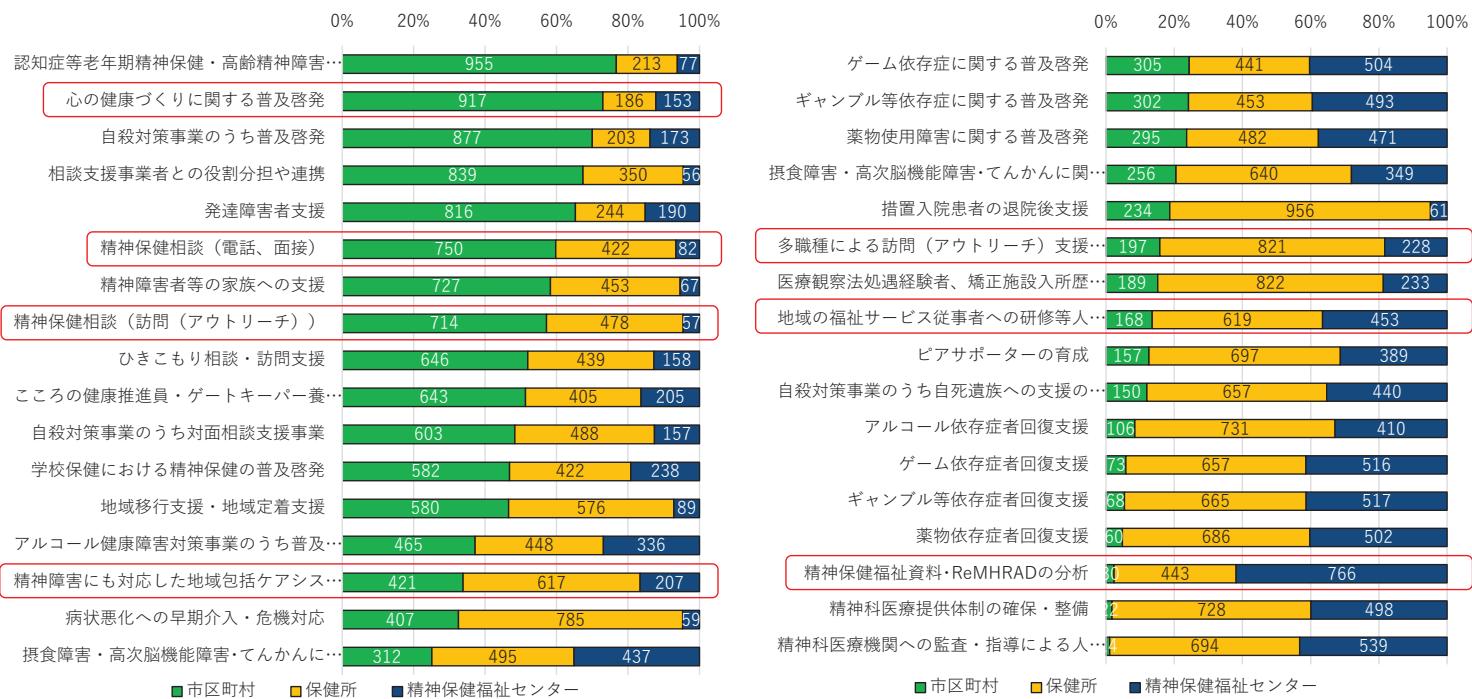
- 保健所自体が実施主体と考えている業務は、精神科医療、精神保健に関わる業務が上位となっており、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については6割強となっている。

今後の精神保健福祉業務における役割分担（保健所が実施主体と考える業務）



- 市区町村自体が実施主体と考えている業務は、地域生活に関わるものが多く、精神障害者等に身近なものが上位となっている。
- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については3割程度となっている。

今後の精神保健福祉業務における役割分担（市区町村が実施主体と考える業務）



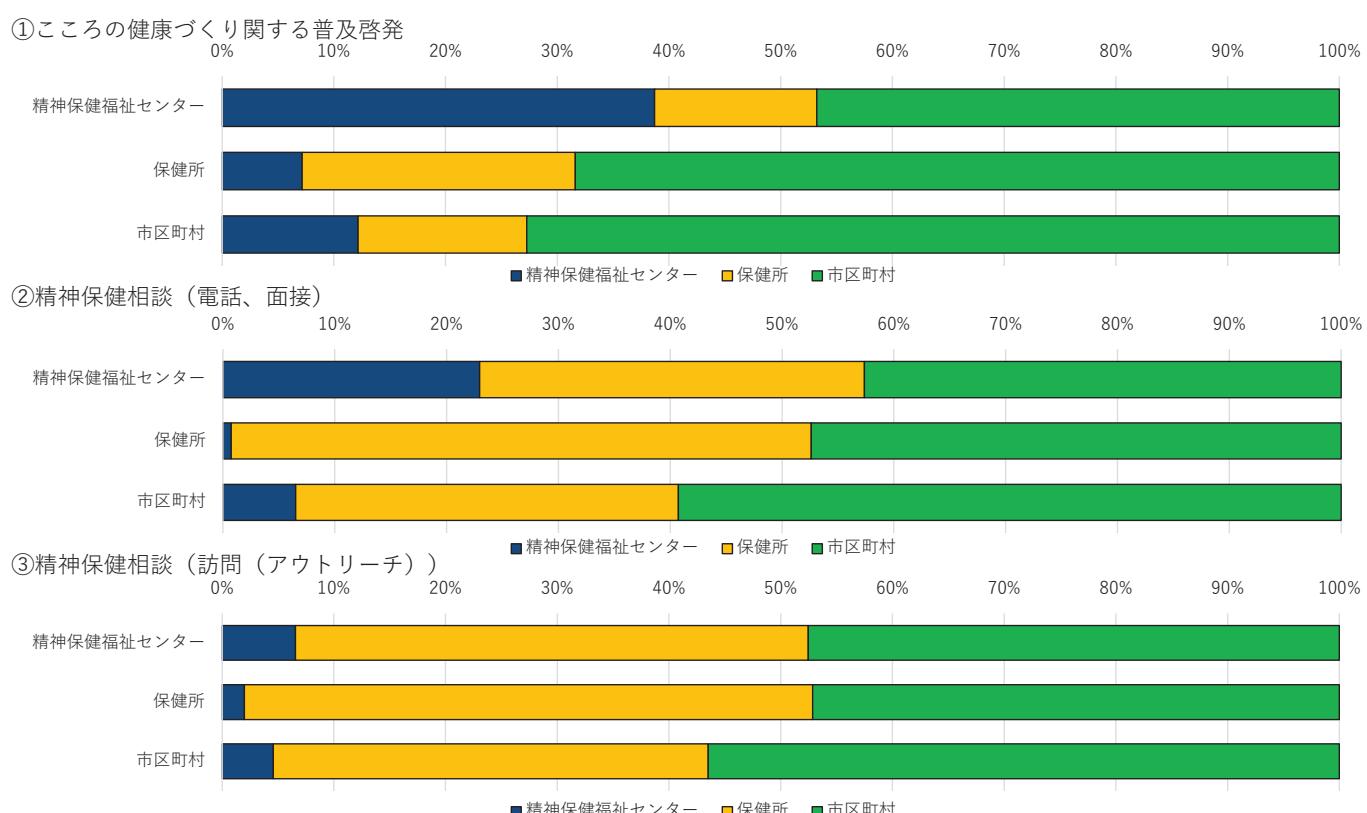
出典：令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」（研究代表者：藤井千代）
分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」（研究代表者：野口正行）
精神保健福祉センターの業務と体制に関するアンケート（速報値）

10

今後の行政の精神保健業務に関する自治体間の重層化にむけた役割分担 (各機関における実施主体の認識の比較) ①

- 「精神保健相談（電話、面接）」と「精神保健相談（訪問（アウトリーチ））」は保健所及び市町村との回答が多いが、回答主体により認識に違いがある。

今後の精神保健福祉業務における役割分担（各機関において、どこが実施主体と考えているか）



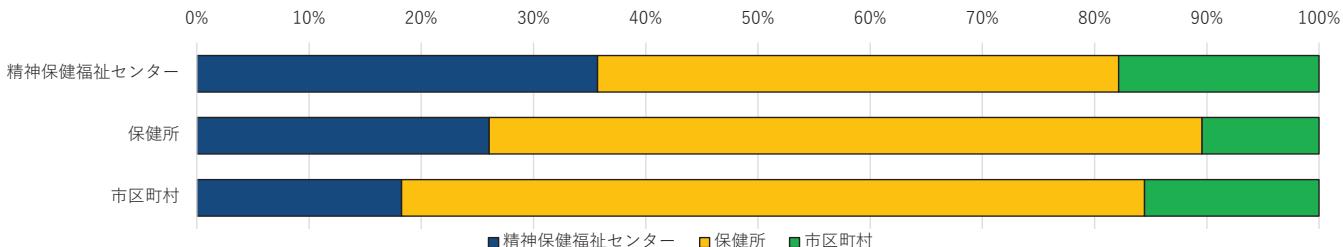
11

今後の行政の精神保健業務に関する自治体間の重層化にむけた役割分担 (各機関における実施主体の認識の比較) ②

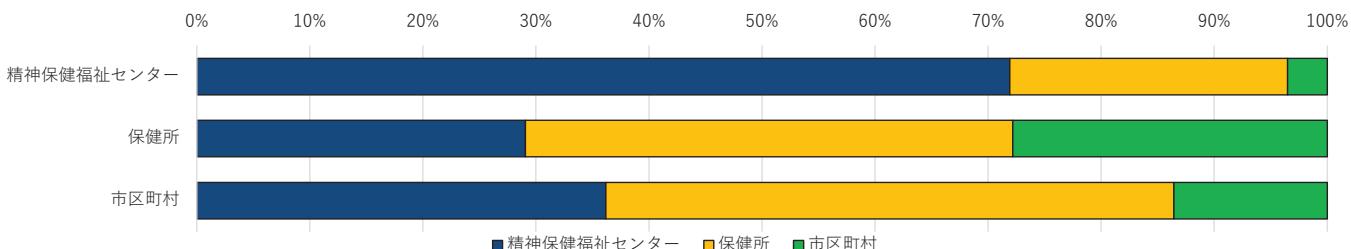
- 「多職種による訪問（アウトリーチ）支援体制の構築」及び「地域の福祉サービス従事者への研修等人材育成」の実施主体については、特に精神保健福祉センターと市区町村・保健所間に認識の違いがある。

今後の精神保健福祉業務における役割分担（各機関において、どこが実施主体と考えているか）

④多職種による訪問（アウトリーチ）支援体制の構築



⑤地域の福祉サービス従事者への研修等人材育成



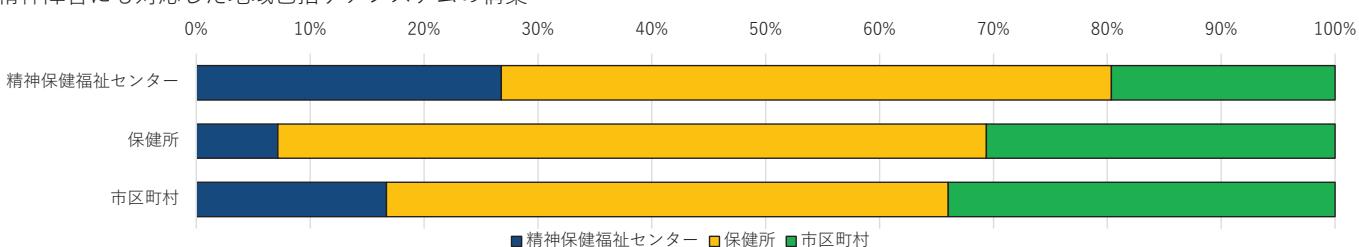
12

今後の行政の精神保健業務に関する自治体間の重層化にむけた役割分担 (各機関における実施主体の認識の比較) ③

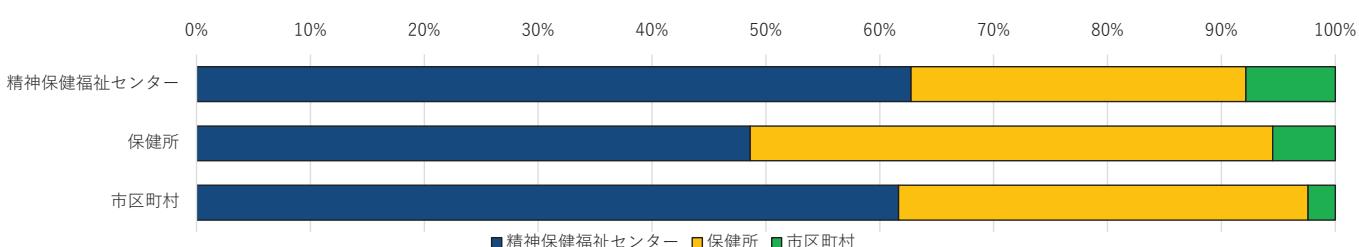
- 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の実施主体については、保健所との回答が多かった。
- 「精神保健福祉資料・ReMHRADの分析」の実施主体については、精神保健福祉センターとの回答が多かった。

今後の精神保健福祉業務における役割分担（各機関において、どこが実施主体と考えているか）

⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築



⑦精神保健福祉資料・ReMHRADの分析



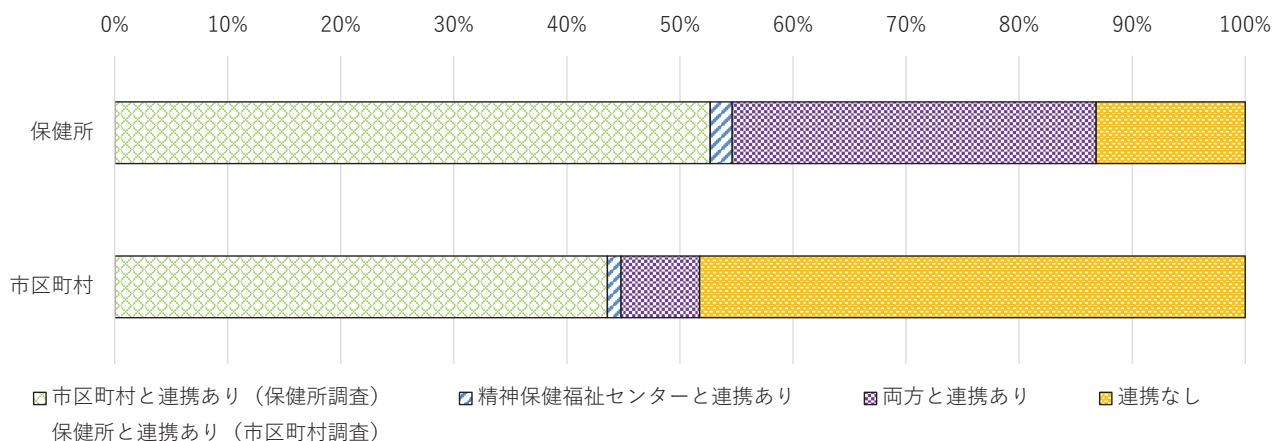
13

保健所と市区町村の連携状況①

- 保健所・市区町村における連携状況のうち、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の開催・参画」については、保健所は「連携あり」との回答が8割強であるが、市区町村では「連携なし」との回答が5割弱であり、認識の違いが見られた。

精神保健福祉業務における保健所・市区町村の連携（業務における連携状況）

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の開催・参画



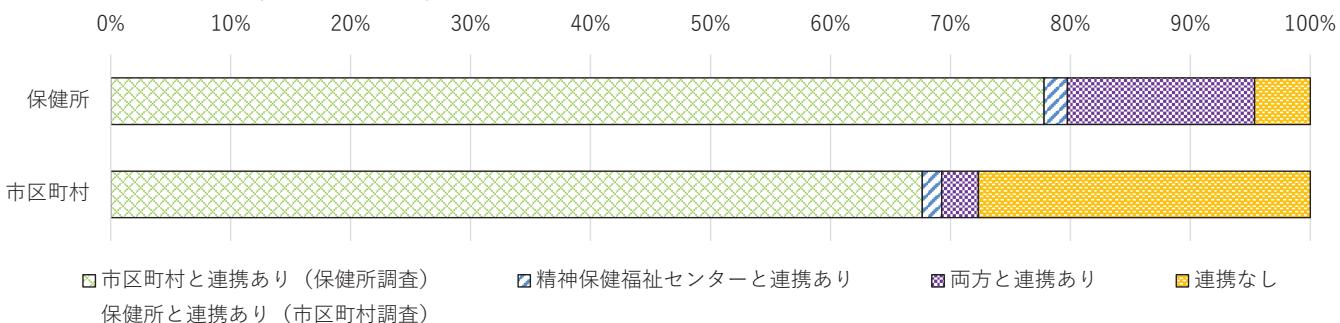
14

保健所と市区町村の連携状況②

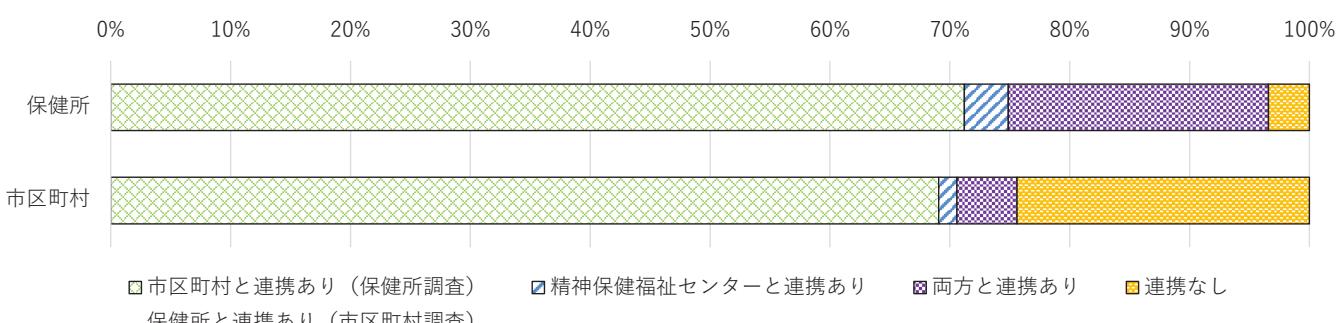
- 「精神保健相談の同席・訪問（緊急対応を含む）への同行」と「困難事例への支援（訪問への同行など）」については、両者共に「連携あり」との回答が主であった。

精神保健福祉業務における保健所・市区町村の連携（業務における連携状況）

精神保健相談の同席・訪問（緊急対応を含む）への同行



困難事例への支援（訪問への同行など）

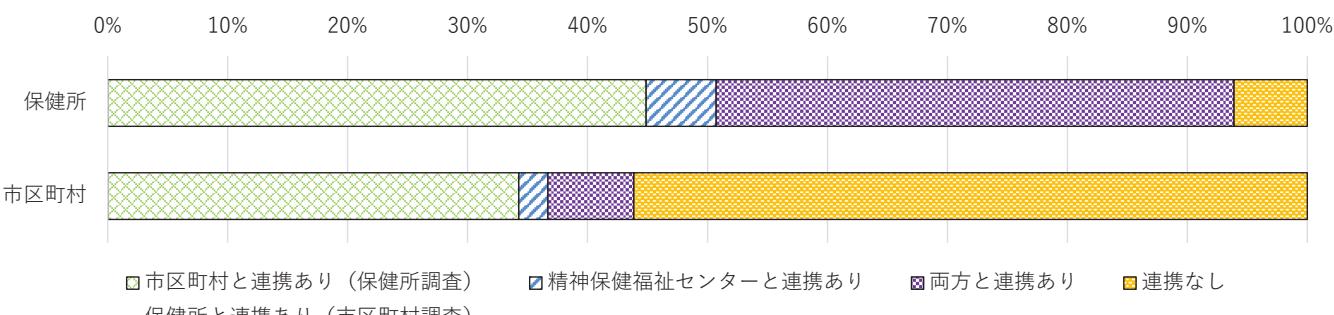


15

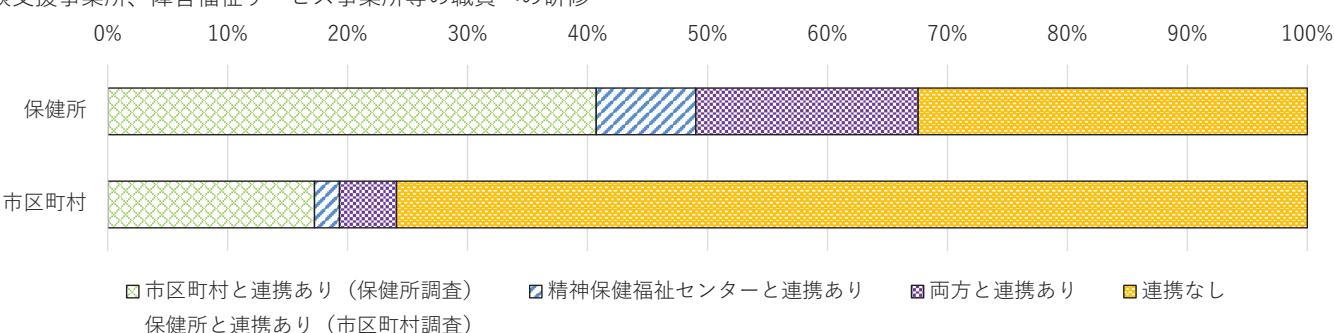
- 「処遇に関するコンサルテーション・事例検討会への参画」と「相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の職員への研修」については、保健所は市区町村あるいは精神保健福祉センターとの連携ありと回答する割合が高いが、市区町村調査では連携なしとの回答が半数以上であった。

精神保健福祉業務における保健所・市区町村の連携（業務における連携状況）

処遇に関するコンサルテーション・事例検討会への参画



相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の職員への研修



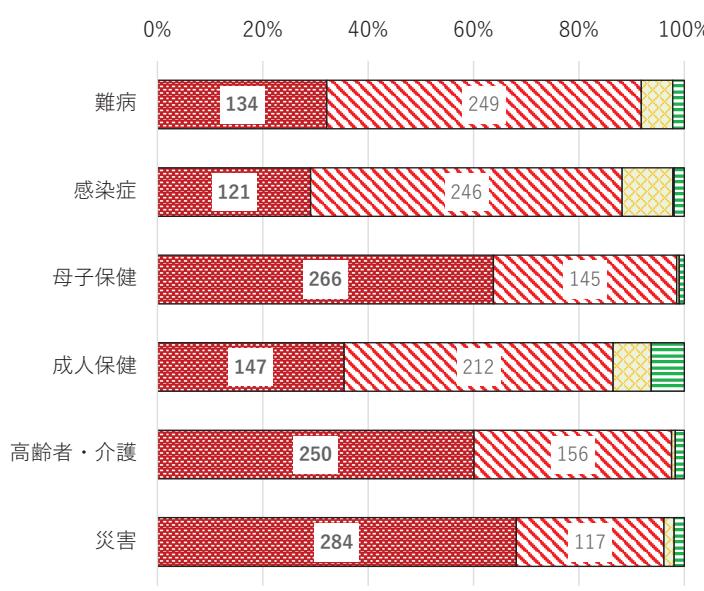
16

保健所と市区町村の各業務におけるメンタルヘルス上の問題との関連

- 保健所・市区町村の各業務の中に精神保健（メンタルヘルス）上の問題がどの程度あるかについては、両者共に何れの業務においても、「大いにある」、「多少ある」との回答が占める割合が高かった。

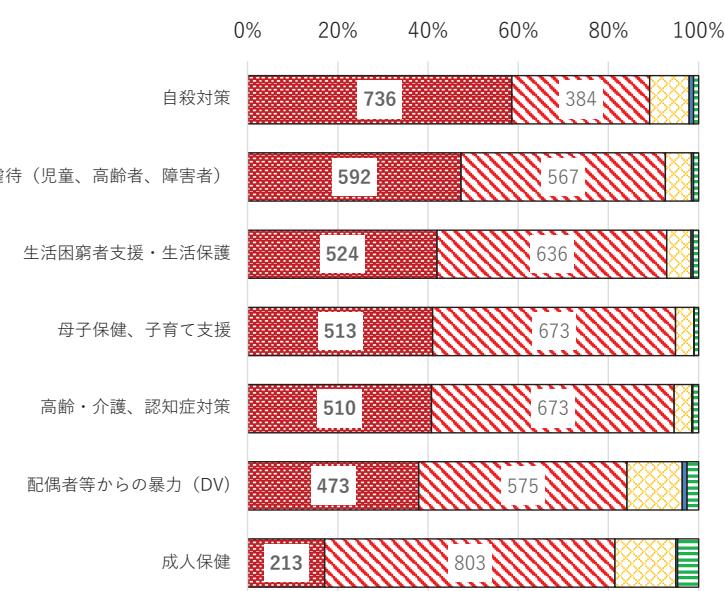
保健所における業務とメンタルヘルス上の問題との関連

※ 以下の業務のなかで、精神保健（メンタルヘルス）に関する問題がどの程度あると思うか



市区町村における業務とメンタルヘルス上の問題との関連

※ 以下の業務のなかで、精神保健（メンタルヘルス）に関する問題がどの程度あると思うか



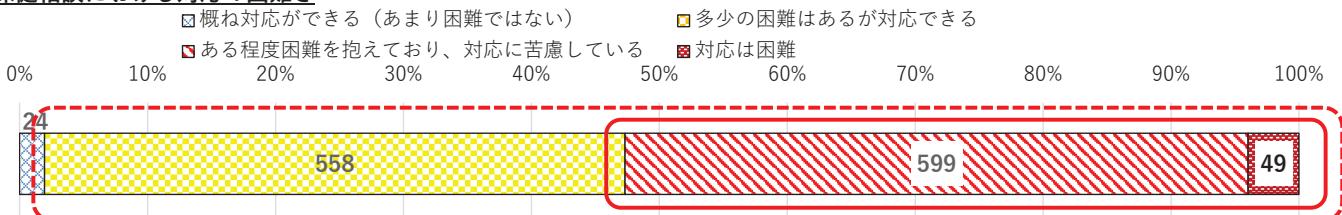
■大いにある □多少ある □あまりない ■全くない ■わからない

■大いにある □多少ある □あまりない ■全くない ■わからない

17

- 市区町村における精神保健相談については、「ある程度の困難を抱えており、対応に苦慮している」及び「対応は困難」としている割合が約半数を占めている。また、「多少の困難はあるが対応できる」を含めると、何らかの困難さを認識している市区町村は98%にのぼっている。
- 特に対応が困難な個別相談については、「医療機関受診を拒否している事例（未治療、治療中断など）」、「ひきこもりの事例」、「虐待問題」の順で回答数が多かった。

精神保健相談における対応の困難さ

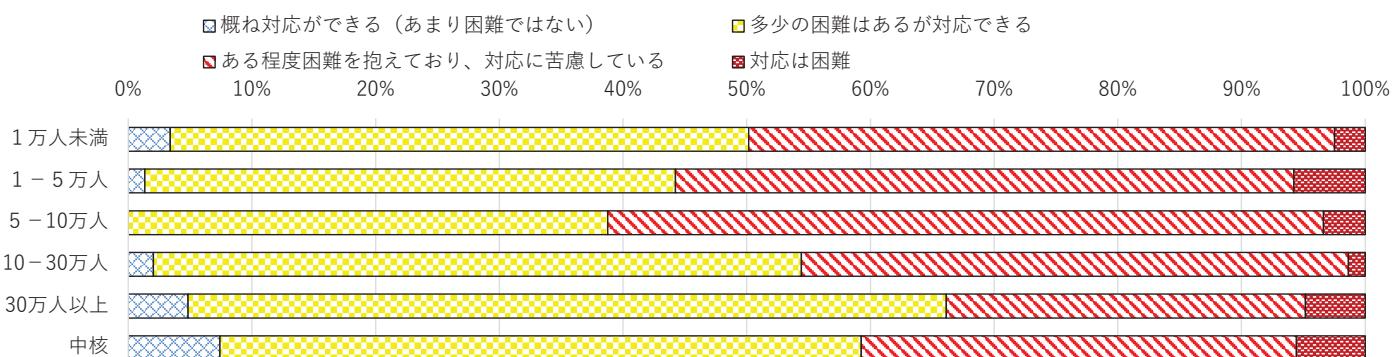


特に対応が困難な個別相談（複数回答可）

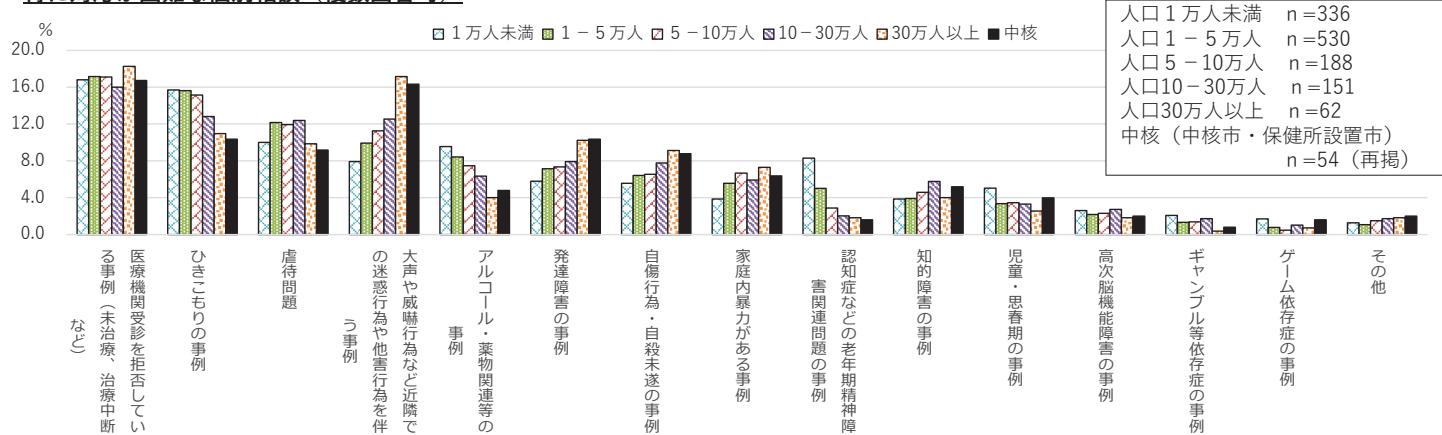


18

精神保健相談における対応の困難さ



特に対応が困難な個別相談（複数回答可）



出典：令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「地域精神保健医療福祉体制の機能強化を推進する政策研究」（研究代表者：藤井千代）

分担研究「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に関する研究」（研究分担者：野口正行）

精神保健福祉センターの業務と体制に関するアンケート（速報値）

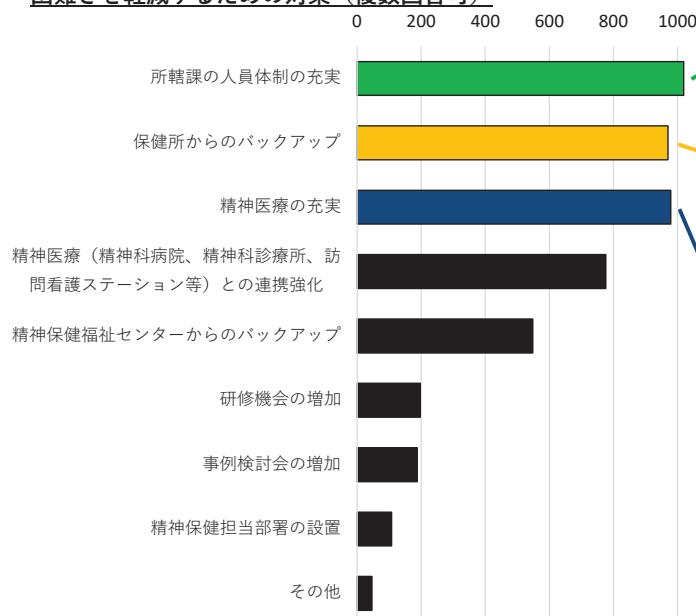
19

市区町村調査

精神保健相談における困難さの軽減策

- 精神保健福祉相談における困難さを軽減するための対策としては「所管課の人員体制の充実」、「保健所からのバックアップ」、「精神医療の充実」の順で回答数が多かった。
- 「所轄課の人員体制の充実」では、専門職（精神保健福祉士等）の配置・充実を望んでいた。
- 「保健所からのバックアップ」では、「個別支援での協働（困難事例の調整、助言、危機介入、家庭訪問等）」が望まれる事項として多かった。
- 「精神医療の充実」では、「精神科医による往診・訪問診療等」、「児童思春期精神科医療の充実」、「精神科救急医療の充実」が望まれる事項として多かった。

困難さを軽減するための対策（複数回答可）



充実が望まれる人員体制（上位3職種等）

1 精神保健福祉相談員 2 精神保健福祉士 3 心理職

保健所のバックアップとして望まれる事項



精神医療の充実として望まれる事項

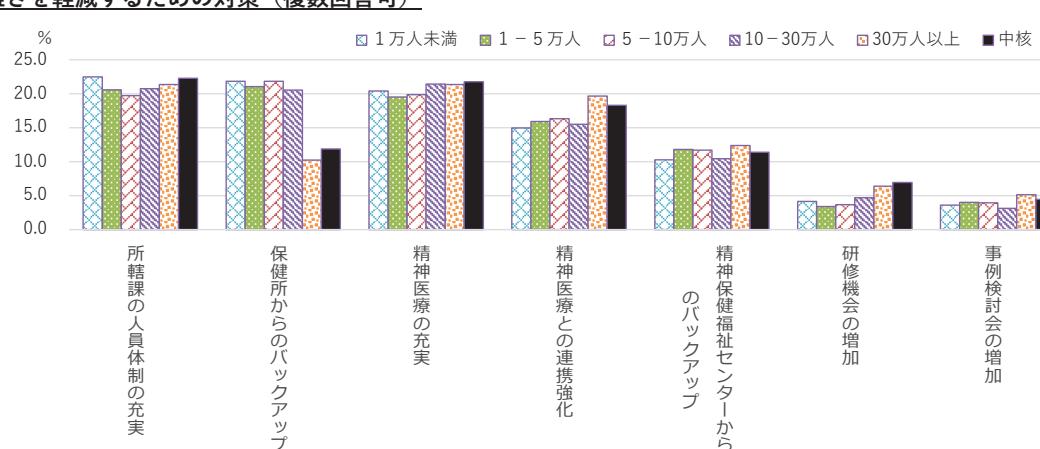


20

市区町村調査

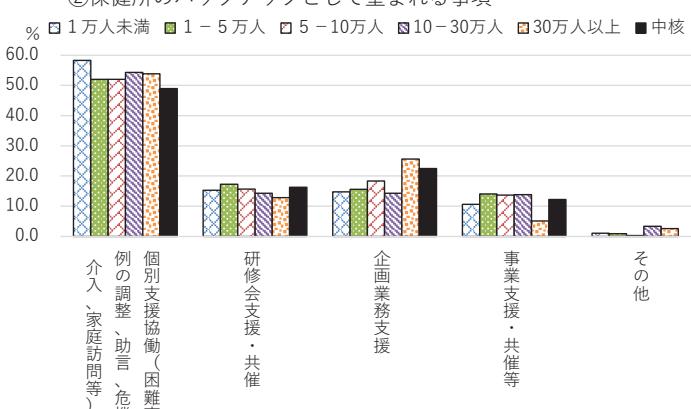
精神保健相談における困難さの軽減策（人口規模別）

困難さを軽減するための対策（複数回答可）

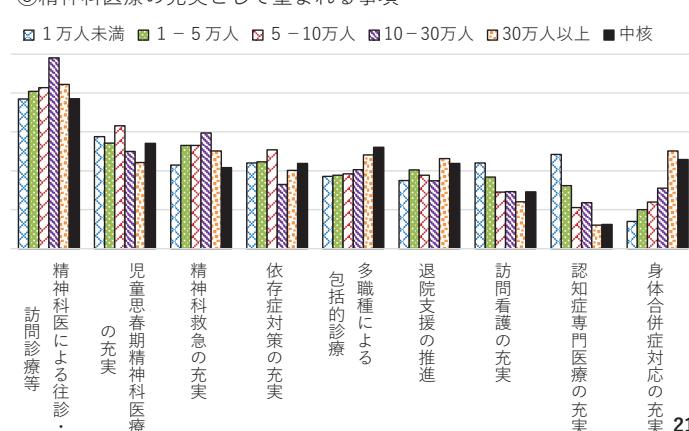


人口1万人未満	n = 336
人口1~5万人	n = 530
人口5~10万人	n = 188
人口10~30万人	n = 151
人口30万人以上	n = 62
中核（中核市・保健所設置市）	n = 54（再掲）

②保健所のバックアップとして望まれる事項



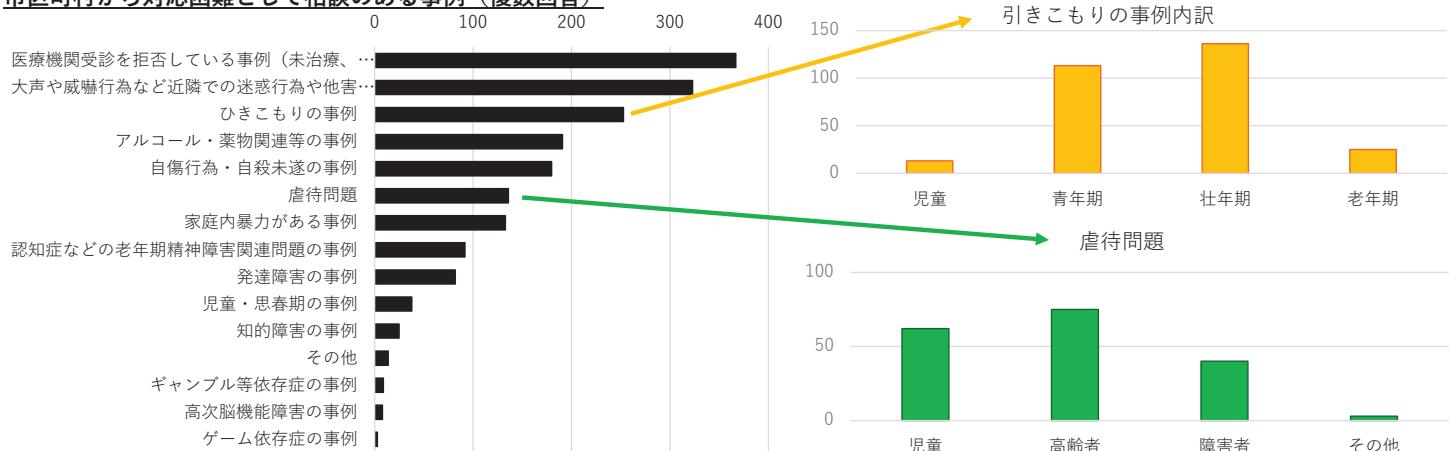
③精神科医療の充実として望まれる事項



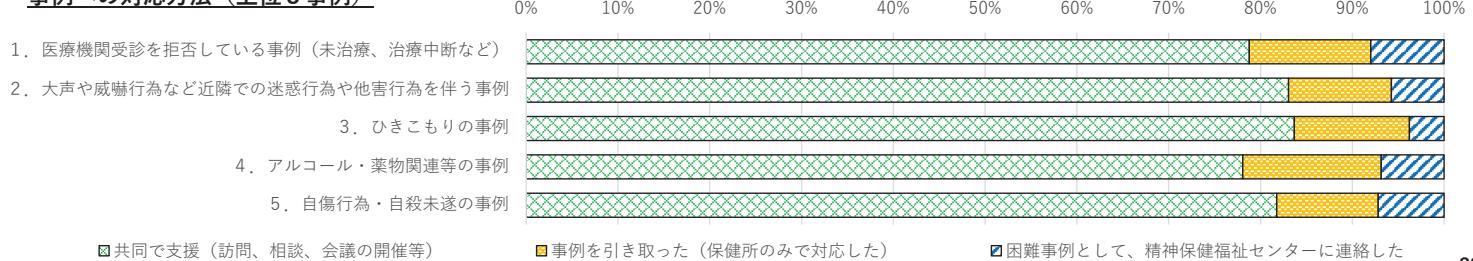
21

- 保健所において、市区町村から対応困難として相談のある事例で多かったのは、「医療機関受診を拒否している事例（未治療、治療中断など）」、「大声や威嚇行為など近隣での迷惑行為や他害行為を伴う事例」、「ひきこもりの事例」であり、事例への対応方法としては、「保健所と市町村が共同で支援（訪問、相談、会議の開催等）」の割合が高かった。

市区町村から対応困難として相談のある事例（複数回答）



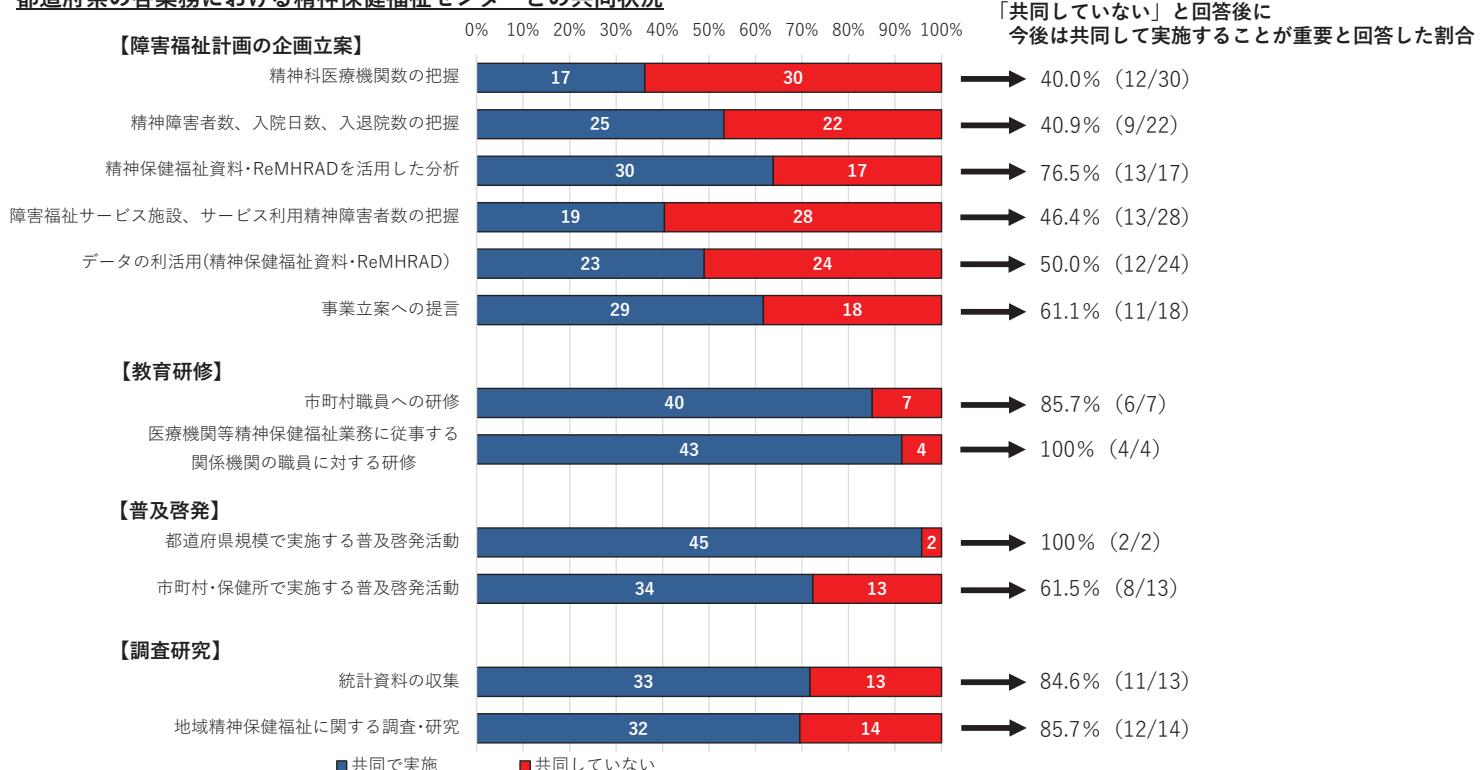
事例への対応方法（上位5事例）



22

- 都道府県の業務における精神保健福祉センターとの共同状況においては、「障害福祉計画の企画立案」については「共同していない」の回答が半数程度であり、「今後も共同して実施することが重要」との認識も低かった。

都道府県の各業務における精神保健福祉センターとの共同状況

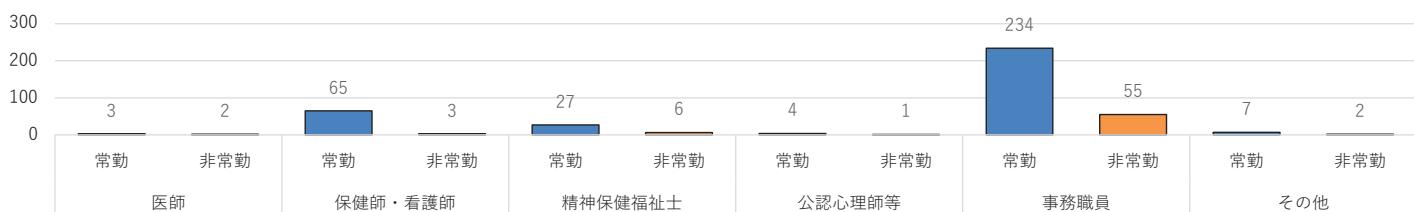


23

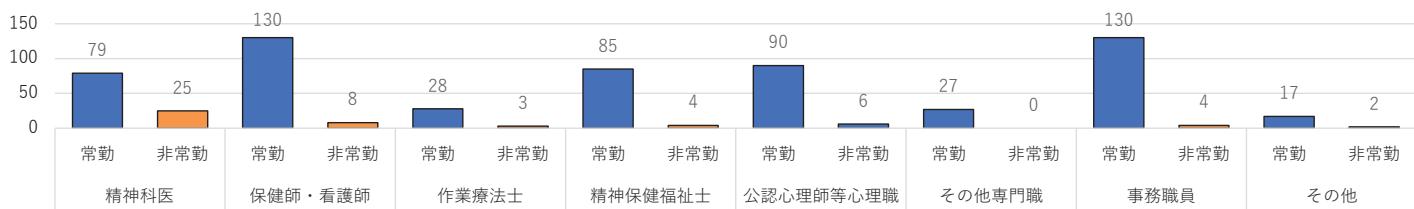
各機関の精神保健業務に関する人員体制（総数）

- 都道府県、精神保健福祉センター及び保健所の精神保健業務に関する人員体制は、以下の通りであった。

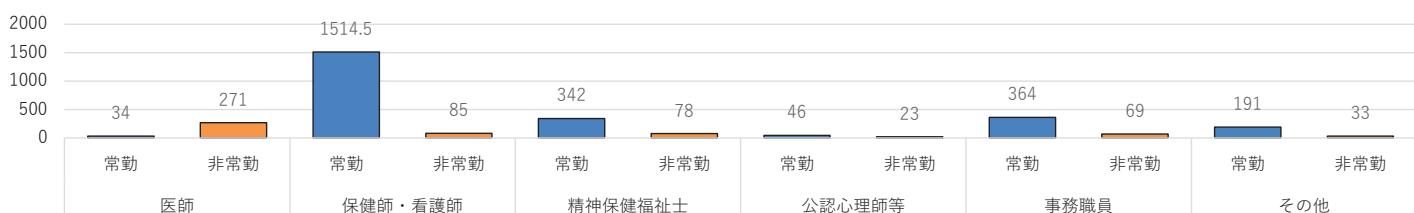
都道府県の人員体制 n = 47 (人員総数：常勤340人、非常勤69人)



精神保健福祉センターの人員体制 n = 69 (人員総数：常勤586人、非常勤52人)



保健所の人員体制 n = 418 (人員総数：常勤2491.5人、非常勤559人)



24

各機関の精神保健業務に関する人員体制（1機関あたりの平均職員数）

- 都道府県、精神保健福祉センター及び保健所の精神保健業務に関する人員体制は、以下の通りであった。

都道府県の人員体制 n = 47 (人員総数：常勤340人、非常勤69人)



精神保健福祉センターの人員体制 n = 69 (人員総数：常勤586人、非常勤52人)



保健所の人員体制 n = 418 (人員総数：常勤2226.5人、非常勤549人)

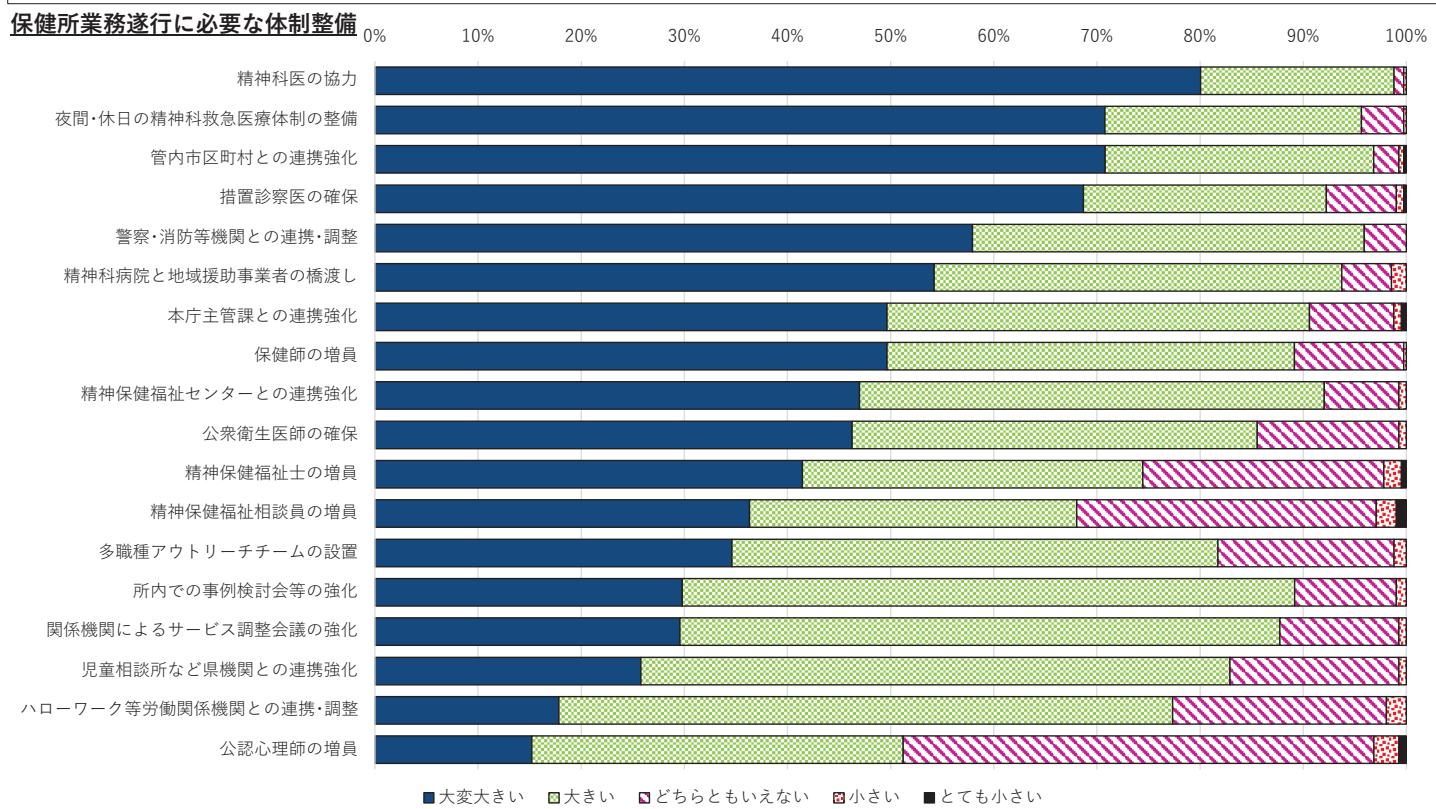


25

保健所調査

業務遂行に必要な体制整備

- これからの保健所業務遂行のために必要な体制整備に関しては、「精神科医の協力」、「夜間・休日の精神科救急医療体制の整備」、「管内市区町村との連携強化」の項目について、「大変大きい」との回答割合が高かった。



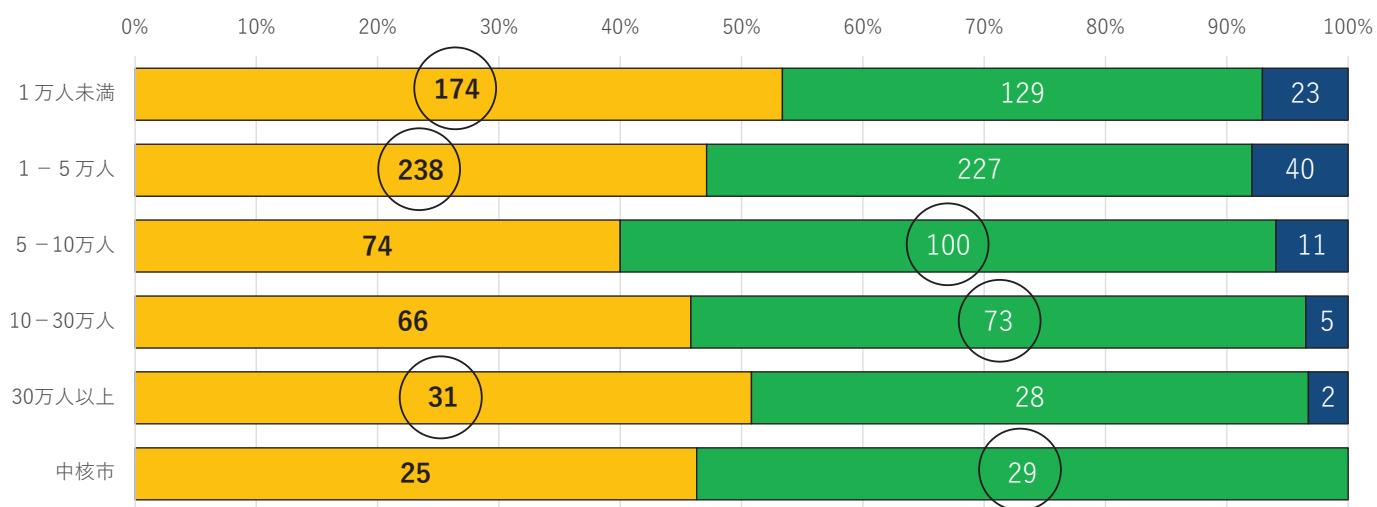
26

市区町村調査

市区町村における精神保健業務の方向性

- 今後の市区町村における精神保健業務の方向性については、何れの人口規模においても、「住民に身近な市区町村が主体となり、他の包括的支援体制と一体的に実施すべきである」と「専門的な機関である保健所が主体となり実施すべきである」の回答割合が拮抗している。

今後の市区町村における精神保健業務の方向性について



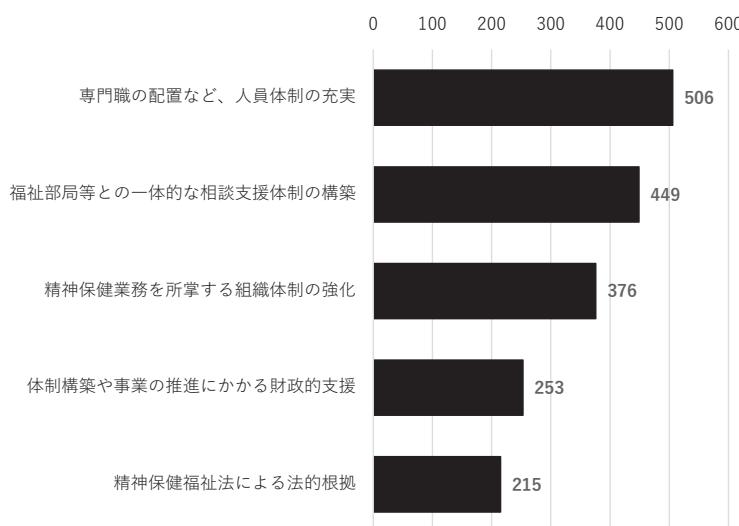
■ 住民に身近な市区町村が主体となり、他の包括的支援体制と一体的に実施すべきである

■ 専門的な機関である保健所が主体となり実施すべきである

■ 広域的かつ専門的技術を有する精神保健福祉センターが実施すべきである

27

- 市区町村が主体となる場合に必要な体制整備については、人員体制の充実や相談支援及び組織の体制構築強化と回答した市区町村が多かった。
- 「保健所又は精神保健福祉センターが主体」となるべきと回答した市区町村に対して、市区町村での業務推進が困難な理由を尋ねたところ、人材不足、業務過多及び組織体制確立困難との回答が多くかった。

市区町村が主体になる場合、必要な体制整備（複数回答）市区町村での推進が困難な理由（複数回答）